To Be a Good Company

東京海上日動

2021年1月1日以降始期用

事業活動全般

感染症による予期せぬ事業中断。
新型コロナウイルス感染症に対する備えができました。

超ビジネス保険 休業に関する補償 感染症補償特約

新たなリスクへの備えは十分ですか？

新型コロナウイルスの感染者発生による休業は事業継続に大きな影響を与えます。「感染症補償特約」により、以下の対象事故によって事業主が被る休業損失や各種費用（消毒費用等）を補償します。

●対象事故

この特約における保険の対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置*がなされたことをいいます（営業自粛は対象外です。）。

*「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（第5章消毒その他の措置）」に規定する措置をいいます。

●お支払いする保険金

事故による
売上損失

売上高減少の防止・軽減
営業継続費用

施設の
消毒費用

PCR検査等
検査費用

予防接種等の
予防費用

2021年1月1日以降に保険期間を開始する「休業に関する補償」付帯のすべてのご契約に自動セットされます。

詳細は裏面をご覧ください

ご存じですか？ 感染者発生による休業から営業の再開までには様々な費用がかかります。

例 感染者が発生した際の流れ

●保健所から被保険者に「先週、店舗を利用したお客様が新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性であることが判明したので、店舗を消毒するように」との連絡があった。

感染者の発生

●連絡を受け、被保険者は店舗を休業。保健所からの指示に基づいて消毒業者を手配し、店舗の消毒作業を実施。消毒完了後に営業を再開した。

消毒作業

●店舗での感染拡大防止を目的として、勤務する従業員の感染有無を確認するため、PCR検査、予防接種等を実施した。

PCR検査 予防接種等

「感染症補償特約」は保険の対象となる施設で感染者が発生し休業した場合の休業損失や各種費用が補償の対象となります。

お支払対象となる事故

●対象事故　対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置*1がなされたことをいいます。(営業自粛は対象外です。)。

*1 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(第5章消毒その他の措置)」に規定する措置をいいます。

お支払いする保険金

感染症補償特約では、以下の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容	支払限度額
損害保険金*2	事故によりお客様の営業が休止・阻害されたために生じた損失額(「売上減少高×補償割合」の金額)	1事故につき、合算して500万円
営業継続費用保険金*2	事故による売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用(追加費用)	
感染症対策費用保険金*3	事故によって発生した、営業継続費用とみなされない次の費用 「消毒費用」「検査費用」「予防費用」	1事故につき、100万円
請求権の保全・行使手続費用保険金	事故について、他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用	実費

*2 損害保険金および営業継続費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日（消毒作業等の完了した日）」までとなります。ただし、**1事故につき15日間が限度**です。

*3 感染症対策費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置（施設の消毒命令等）の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日（消毒作業の完了した日）から起算して30日を経過した日」までとなります。

●具体的な補償イメージは下図のとおりです。

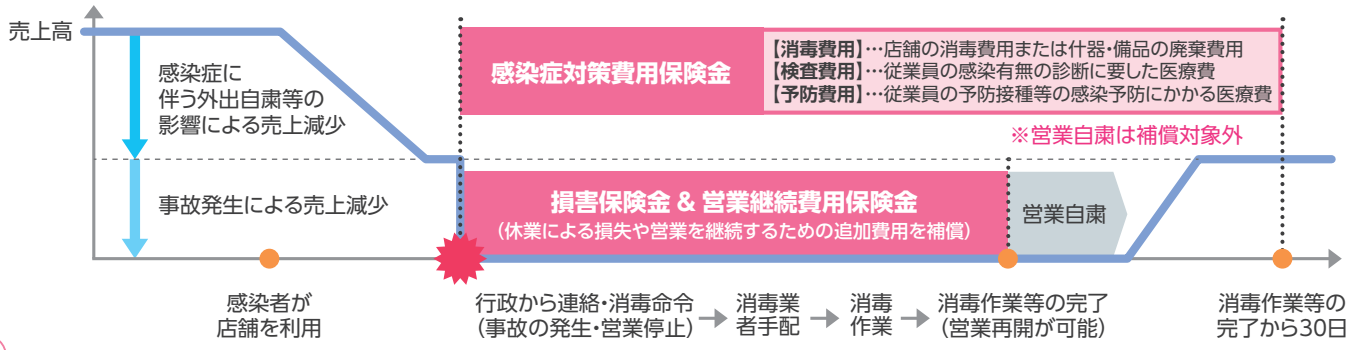

損害保険金の算出について

休業に関する補償では、保険金支払対象期間に応じた前年度の売上高を基準に損害保険金を算出します。外出自粛等の影響により事故前の売上高が平年対比で大幅に減少していた場合、この減少後の売上高を基準に事故による売上減少高を推定し、損害保険金を支払います。事故の発生にかかわらない売上高の減少額(外出自粛等の影響による減少額)まで補償するものではございませんので、ご注意ください。

特約名	対象となる感染症	【ご注意】保険金をお支払いできない場合
感染症補償特約 休業条項に自動セット	2020年7月1日現在の感染症法において一類から三類までの感染症として規定されている「新型コロナウイルス感染症」も含む**19種類の感染症が対象です。** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	次のような場合には保険金をお支払いすることができません。 ●脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 ●行政機関からの要請等による営業自粛 ●「休業に関する補償」の新規契約について、保険期間の初日からその日を含めて15日以内に発生した事故

本チラシは、超ビジネス保険(事業活動包括保険)(休業に関する補償)の感染症補償特約の概要をご紹介したものです。保険の内容の詳細は超ビジネス保険(事業活動包括保険)「パンフレット」または「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。ご契約に際しては、必ず超ビジネス保険(事業活動包括保険)「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点については代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp

E15-21240新202011
0288-AH53-B20038-202010